

京都市地域コミュニティ活性化推進条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成23年12月19日

京都市長 門川 大作

京都市規則第46号

京都市地域コミュニティ活性化推進条例の一部の施行期日を定める規則

京都市地域コミュニティ活性化推進条例中第3章及び附則第2項の規定の施行期日は、
平成23年12月19日とする。

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)